

佐倉市災害時要援護者避難支援プラン (全体計画) 素案

平成21年12月

 佐倉市

目 次

第1 総則

- 1. 目的 P.1
- 2. 位置づけ P.1
- 3. 基本的な考え方 P.1
- 4. 対象者の範囲 P.3
- 5. 避難支援者 P.3
- 6. 対象とする災害 P.4

第2 避難支援体制の構築

- 1. 避難支援の内容 P.5
- 2. 要援護者情報の把握 P.6
- 3. 支援者の決定 P.7
- 4. 避難支援プラン（個別計画）の作成 P.7
- 5. 避難支援体制（市各所属や関係機関の役割等） P.8

第3 避難情報等の伝達・危険箇所の周知

- 1. 避難情報等の発表・発令及び伝達 P.10
- 2. 洪水・土砂災害ハザードマップ等の整備 P.12
- 3. 避難方法の確認・避難経路の選定 P.13
- 4. 避難支援訓練等の実施 P.14

第4 避難生活支援

- 1. 避難所における生活支援 P.14
- 2. 自宅で生活する要援護者への生活支援 P.15
- 3. 福祉避難所の指定・開設 P.15

第1 総則

1. 目的

平成16年7月の新潟・福島豪雨や平成16年10月に発生した新潟県中越地震などによる災害において、その犠牲者の多くが高齢者であるなど、近年、避難に支援を要する災害時要援護者（以下、「要援護者」という。）の被災が目立っている。

このような被害を減らすためには、あらかじめ、気象予報・警報、洪水予報や土砂災害警戒情報などの情報の伝達体制を整えるほか、要援護者が円滑かつ迅速に避難するための支援体制を整えておくことが重要となる。

また、避難生活を送る際にも、要援護者に対しては、その特性に応じた十分な配慮が必要になる。このため、日頃から災害時要援護者の状況を把握し、理解するように努め、災害発生時には、適切かつ速やかにニーズに沿った対策を実施する必要がある。

この「佐倉市災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）」（以下、「全体計画」という。）は、災害発生時における要援護者への避難支援を適切かつ円滑に実施するため、国の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を踏まえ、本市における要援護者の避難支援対策について、その基本的な考え方と自助・共助・公助の役割を明らかにするものである。

2. 位置づけ

この全体計画は、佐倉市地域防災計画、佐倉市国民保護計画、佐倉市地域福祉計画及び佐倉市青少年育成計画等に基づく、要援護者の支援対策の整備を推進するため、「佐倉市災害時要援護者対策検討委員会」が作成するものである。

3. 基本的な考え方

個別具体的な要援護者への支援については、要援護者の自助及び地域（近隣）の住民ならでの活動による共助を基本とし、地域社会の連携強化を推進することにより、要援護者への情報伝達体制や避難支援体制の整備・充実を図るものとする。

市等の行政機関は、計画等の策定や関係機関相互の連携強化を図ることなどにより、災害発生時における迅速な公助の実施を可能とするよう努める。

また、市は、佐倉市地域防災計画等に基づき、要援護者支援を含めた市民の防災意識の向上に努める。

自 助	自分ができることを、自分自身で行う。 「自らの身の安全は、自らが守る。」
共 助	個人之力だけでは解決が困難なことを、地域で協力して行う。 「自分たちのまちは、自分たちで守る。」
公 助	課題が専門的である、広域的である等、個人や地域の力では解決できないことを、国・県・市・消防・警察・自衛隊などの公的機関が行う。

* 災害発生直後の「公助」には限界があるため、日頃から「自助」「共助」の充実を図ることが重要である。

【要援護者を取り巻く自助・共助・公助のイメージ】

自助

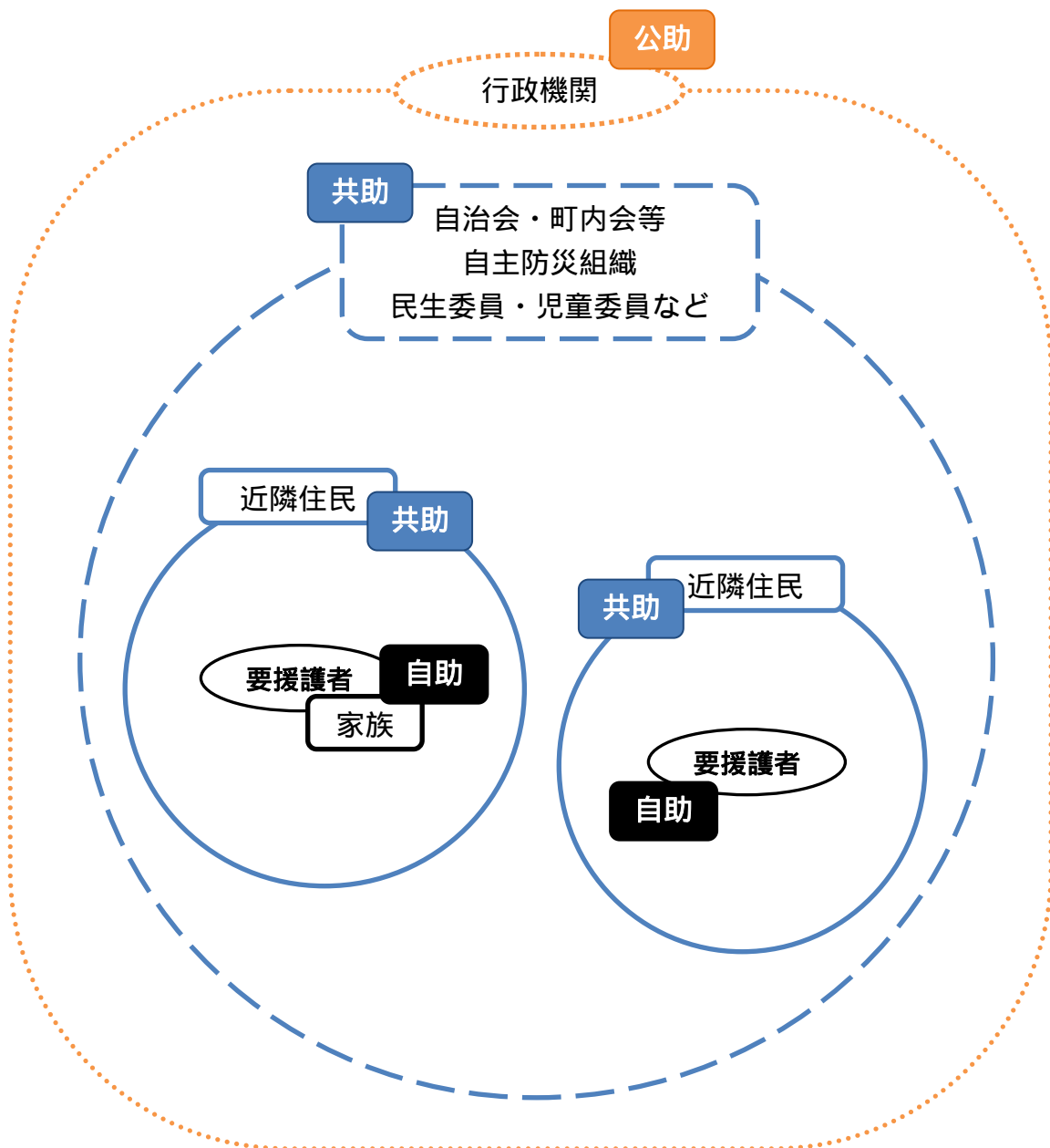
- ・要援護者本人及び家族による災害への備え
（家具の転倒防止・家族との連絡方法の確認・地域活動への参加など）

共助

- ・近隣住民による要援護者への支援
（要援護者の所在等の把握、安否確認、避難支援など）
- ・自治会・町内会等、自主防災組織、民生委員・児童委員などによる地域内の要援護者支援活動の方向性の決定や取りまとめ
（避難支援訓練の実施、安否確認状況・ニーズの集約など）

公助

- ・行政機関による市全体に関わる各種計画の策定や災害発生時に備えた関係機関との連携強化



全体計画における地域とは

全体計画における地域とは、自治会・町内会等(班・組・ブロックを含む。)自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団、隣近所などの地域住民全体を指します。

このため、自治会・町内会等や自主防災組織が組織されていない場合であっても、隣近所が協力し合い、要援護者の支援について取り組むことが望ましいと考えます。

4. 対象者の範囲

要援護者とは、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全に避難するなどの一連の行動に支援を要する人、及び避難生活において支援を要する人とし、主に次のような人を対象とする。

ただし、要援護者の把握を行うにあたっては、最初から下記の対象者を全て網羅することは、きわめて困難であることから、当初は把握が可能な者を対象とし、状況に応じて対象者の範囲を拡大することが望ましい。

(1) 高齢者

ひとり暮らしの高齢者等

寝たきり高齢者

認知症の高齢者

(2) 視覚障害者

(3) 聴覚・言語障害者

(4) 肢体不自由者

(5) 内部障害者

心臓の障害

腎臓の障害

呼吸器の障害

排泄に関する障害(膀胱又は直腸の障害)

消化器に関する障害(小腸の障害)

免疫機能の障害

(6) 知的障害者

(7) 発達障害者

(8) 精神障害者

(9) 難病患者等

(10) 乳幼児

(11) 妊産婦

(12) 日本語の理解が十分ではない外国人

(13) 災害時負傷者(事前の把握は不可能)

(14) 災害孤児(事前の把握は不可能)

(15) その他、日常生活を送るうえで何らかの不安を感じている人

5. 避難支援者

避難支援者(以下「支援者」という。)は、災害発生時に要援護者のもとに容易に駆けつけることができる近隣住民等で、要援護者への情報伝達や安否確認、避難誘導などの支援ができる人をいう。

ただし、支援者とは、あくまで日頃の近隣との交流(地域コミュニケーション)に基づき、善意により支援を行う人であるため、災害発生時において支援ができなかったとしても、責任を負うものではない。

6. 対象とする災害

この全体計画で想定する災害は、地震災害及び台風、集中豪雨などによる風水害等を対象とするが、その他の災害についても必要に応じて対象とするものとする。

第2 避難支援体制の構築

1. 避難支援の内容

要援護者への避難支援には大きく分けて次の2つの局面が想定される。

(1) 避難所等の安全な場所までの避難行動支援

阪神・淡路大震災において、倒壊家屋等から救助・救出された方の9割以上が、自助や共助によるものであったことから、避難所等の安全な場所までの避難行動時における公助は、ほとんど期待ができないと推定される。

さらに、日頃の近隣住民の支え合い（住民固有の役割）の延長線上に、災害時における要援護者への避難誘導や避難支援等があることから、自助（家族を含む）・共助を支援の基本とする。

避難支援の主な内容については、次のとおりである。

- 安否確認
- 救助・救出
- 避難誘導等

(2) 避難生活支援

過去の災害が示すとおり、避難生活によって、被災者に大きな負担がかかることが想定される。

特に、要援護者は、生活環境の悪化に対する適応力が十分でないことから、過ごしやすい環境（福祉避難所等）を提供する、物資の支給を優先的に行う等の配慮が必要となる。

また、自宅が損壊していない等、避難所に避難する必要がなく、自宅にて生活を送るケースにおいても、ライフラインの途絶等により、飲料水や食料等の支給が必要となるほか、要援護者の健康状態等によっては、後方医療機関への搬送も必要となる。

このようなケースに対応するためには、要援護者の避難状況やニーズを的確に把握する必要があり、自助・共助・公助の相互連携が非常に重要となる。

避難生活支援の主な内容については、次のとおりである。

- 要援護者の避難状況の把握
- 要援護者のニーズの把握
- 避難スペースの優先的提供
- 支援物資の優先的支給
- 介助等の実施
- 市災害対策本部等を通じた関係機関への支援要請

2. 要援護者情報の把握

避難支援の実施にあたっては、要援護者情報の把握が重要である。

要援護者情報の把握にあたっては、同一の情報を行政機関と自治会・町内会等や自主防災組織、民生委員・児童委員といった地域との間で共有することが理想ではある。

しかしながら、地域の実情等によって対応可能な対象者が異なることや、要援護者本人の情報共有に対する意識の差異、あるいは、個人情報保護等の観点から、同一の情報を行政機関と地域との間で共有することは、非常に難しい。

このようなことから、佐倉市では、以下により情報の把握を行うものとする。

(1) 行政機関保有情報の活用による把握（行政機関共有方式）

市は、福祉部等で保有している情報をもとに要援護者名簿の作成を行う。この名簿により収集した情報については、行政機関以外の団体・個人に対する提供は行わないものとする。

なお、行政機関における活用は、次の 、 を目的とし、具体的な活用方法については、別に定めるものとする。

また、福祉部等で保有している情報から要援護者情報を抽出する具体的な方法等についても、別に定めるものとする。

防災施策（事前対策）における活用

災害発生時における迅速な公助を実施することを目的に、要援護者の地域別・状況別居住情報等をデータベース化し、当該データに基づき、次に掲げる各種計画の策定等を行うものとする。

- ア 福祉避難所設置場所の決定
- イ 要援護者用物資の重点配布計画
- ウ 人的資産（有資格者等）の配置計画
- エ 関係機関との連携計画及び協定の締結
- オ 後方医療機関への搬送計画

福祉避難所

福祉避難所とは、要援護者のために特別の配慮がなされた避難所のことです。

施設がバリアフリー化されているなど、要援護者の利用に適しているほか、生活相談職員等の確保が比較的容易な施設を選定し、災害発生時に福祉避難所として設置することが求められています。

災害発生後における活用

災害発生時において、要援護者の安否状況を迅速に把握し、公的機関による行方不明者の捜索や避難生活における必要な支援の実施に活用するものとする。

(2) 地域（共助）による把握（地域内共有方式）

地域において、自治会・町内会等や自主防災組織、民生委員・児童委員は、安否確

認や避難所等の安全な場所までの避難行動支援に役立てることを目的に、日頃から要援護者の居住や生活状況等の把握に努めるものとする。

市は、「地域における災害時要援護者支援の手引き」(平成21年4月策定)を活用する、または他の自治体や市内における先進事例などを参考にして、地域における要援護者情報の把握及び活用のための仕組みづくりに必要な支援を行うよう努めるものとする。

また、市は「地域における災害時要援護者支援の手引き」について、他の自治体や市内における先進事例等の研究を行い、適宜修正を行うものとする。

3. 支援者の決定

地域は、「第2 避難支援体制の構築 1. 避難支援の内容」に掲げた要援護者支援を実施するため、支援者を決めるよう努めるものとする。

4. 避難支援プラン(個別計画)の作成

(1) 基本的な考え方

避難支援プラン(個別計画)(以下、「個別計画」という。)の作成は、地域の協力のもと、要援護者と支援者間において作成するものとし、市は、作成にあたっての必要な支援を実施するものとする。

個別計画の作成にあたっては、災害が発生する危険性の高い地域に居住する要援護者から重点的・優先的に進めることが望ましい。

なお、個別計画は、要援護者本人及び周囲の人(支援者等)が、要援護者本人に必要な支援内容を認識するための手段であることから、必ずしも作成する必要はなく、災害時要援護者登録台帳(「地域における災害時要援護者支援の手引き 資料集」資料1参照)等により、支援内容の確認ができていれば問題はない。

また、要援護者及び支援者といった当事者間で、支援内容の共通認識ができていれば、個人情報漏洩防止のためにも、あえて個別計画や災害時要援護者登録台帳等を作成する必要もない。

ただし、個別計画や災害時要援護者登録台帳等を作成していない場合、災害発生時において支援者が不在等のときに、要援護者に必要な支援内容が不明となる可能性があることから、災害時要援護者カード(「地域における災害時要援護者支援の手引き 資料集」資料3参照)等を作成し、要援護者本人が所持することを検討する必要がある。

(2) 作成時の留意点

個別計画や災害時要援護者登録台帳等を作成する場合は、情報の有効活用及び個人情報漏洩防止の視点から、次の点に特に留意する必要がある。

災害時の迅速かつ適切な避難支援を実施するため、情報の更新を行うこと。

情報の更新方法・時期について、事前に定めておく。

情報の管理者(保有者)について、事前に定めておく。

情報の管理方法について、事前に定めておく。(電子情報で保管する場合は、インターネットに接続されていない端末を使用する、また、紙媒体で保管する場合に

は鍵付きの保管庫に保管する等の配慮が必要である。)

5. 避難支援体制（市各所属や関係機関の役割等）

（1）市の役割

市は、市全体の要援護者支援施策の策定や、自助・共助では実施が困難な関係機関との連携の構築等といった全体的な役割を担うものとする。

【平常時】

佐倉市災害時要援護者対策検討委員会の設置

市は、「佐倉市災害時要援護者対策検討委員会」を設置し、佐倉市災害時要援護者対策検討委員会は、要援護者支援施策の検討・策定等を行うものとする。

なお、佐倉市災害時要援護者対策検討委員会の構成委員は、「第1 総則 4. 対象者の範囲」に掲げる要援護者に対応する所属によるものとする。

また、佐倉市災害時要援護者対策検討委員会の役割等、必要な事項については、「佐倉市災害時要援護者対策検討委員会設置要領」等に定めるものとする。

【平常時・災害時共通】

各所属の役割

各所属は、「佐倉市災害時要援護者対策検討委員会」で決定された事務のほか、佐倉市地域防災計画等に基づき、要援護者支援に必要な各種事務を実施するものとする。

【災害時】

福祉部福祉班の役割

災害発生時における要援護者の避難状況の把握や市災害対策本部等への報告、避難情報等の伝達、福祉避難所の設置や運営を実施するものとする。

福祉部福祉班について

福祉部福祉班とは、佐倉市地域防災計画に基づき組織される市災害対策本部の配備体制であり、福祉部社会福祉課、高齢者福祉課、介護保険課、障害福祉課の職員にて組織されます。

詳細は、佐倉市地域防災計画地震災害対策編 第3章 第1節 第1 組織動員（風水害等災害対策編 第3章 第1節 第2 組織動員）を参照してください。

避難所の役割

避難所開設時において、避難所配備職員は、要援護者の避難状況・ニーズの把握を行い、市災害対策本部に報告するとともに、要援護者に対する優先的な対応を行うものとする。

なお、収集する避難者情報の内容や具体的な要援護者に対する対応等については、「(仮称) 避難所・支部運営マニュアル」に定めるものとする。

(2) 地域の役割

地域は、各地域内の個別具体的な要援護者支援を実施するものとする。

【平常時】

要援護者の所在及び状況の把握

地域内で情報を共有することを前提として、要援護者の所在及び状況を把握するものとする。

なお、具体的には、「地域における災害時要援護者支援の手引き」を参考に、地域内での合意及び要援護者（家族を含む）の同意に基づき把握するものとする。

支援者の決定

地域内における要援護者に対する支援者の決定を行うものとする。

なお、具体的には、「地域における災害時要援護者支援の手引き」を参考に、地域内での合意及び支援者の同意に基づき決めるものとする。

支援内容の確認

要援護者及び支援者間において、支援の内容や方法の確認を行うものとする。なお、支援の内容や方法について、自治会・町内会等や自主防災組織の役員、民生委員・児童委員が中心となって、地域内で共通認識を持つように努める。

なお、具体的には、「地域における災害時要援護者支援の手引き」を参考に、地域内での合意及び要援護者・支援者の同意に基づき実施するものとする。

【災害時】

避難行動支援

事前に把握した要援護者の所在や支援内容に基づき、安否確認及び避難行動支援を実施するものとする。

また、あらかじめ、要援護者の把握や支援者の決定を行っていない場合であっても、日頃の近隣との交流（地域コミュニケーション）を基本とした安否確認及び避難行動支援を実施するものとする。

避難生活支援

事前に把握した要援護者の支援内容を参考に、避難生活支援を実施するものとする。

また、あらかじめ、要援護者の把握や支援者の決定を行っていない場合であっても、日頃の近隣との交流（地域コミュニケーション）を基本とした避難生活支援を実施するものとする。

なお、具体的な支援内容等については、「（仮称）避難所・支部運営マニュアル」に定めるものとする。

第3 避難情報等の伝達・危険箇所の周知

1. 避難情報等の発表・発令及び伝達

(1) 避難準備情報・避難勧告・避難指示の発表・発令基準

市は、国の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を踏まえ、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成し、避難準備情報・避難勧告・避難指示（以下「避難情報」という。）の発表・発令の判断基準を明確化するものとする。

また、判断基準は、災害別・地域別に定めるよう努める。

参考【避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン 抜粋】

	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備(要援護者避難)情報	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

(2) 避難情報の伝達

避難情報の伝達については、主に次の方法により実施する。

防災行政無線

メール配信

市ホームページ

文字放送（ケーブルネット296）

テレビ・ラジオ
広報車（市・消防団）
電話等による口頭伝達

（３）浸水想定区域内の市民等に対する洪水予報等の伝達方法の整備

市は、浸水想定区域内において、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる要援護者施設の管理者や市民が、洪水時に適切な対応ができるよう、洪水予報・河川水位情報・避難情報等の的確かつ迅速な伝達に努める。

なお、伝達については主に次の方法によって実施する。

電話等による口頭伝達
広報車（市・消防団）
防災行政無線
メール配信
市ホームページ
文字放送（ケーブルネット 296）

浸水想定区域

浸水想定区域とは、洪水防御に関する計画の基本となる降雨により、河川が氾濫した場合に想定される浸水区域と水深のことです。

また、浸水想定区域の設定にあたっては、堤防や河道の破堤箇所を想定し、各々の破堤箇所が単独で破堤した場合の浸水の範囲と深さを求め、これらを重ね合わせて、最大の水深、最大の範囲を区域としています。

したがって、浸水想定区域の範囲全てが、1回の洪水で浸水するということはありません。

要援護者施設

要援護者施設とは、主に高齢者、障害者、乳幼児、その他の特に防災上の配慮を要する人が利用する施設のことです。

具体的には、病院や特別養護老人ホーム、保育園、幼稚園などがあります。

* 要援護者施設の名称及び所在地等については、佐倉市地域防災計画資料編・佐倉市洪水ハザードマップを参照。

（４）土砂災害警戒区域内の市民等に対する避難情報等の伝達方法の整備

市は、土砂災害警戒区域内において、円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる要援護者施設の管理者や市民が、土砂災害の危険性が高まった際に適切な対応ができるよう、施設管理者や自治会・町内会等の協力のもと、土砂災害に関する情報・避難情報等の迅速かつ的確な伝達方法の整備に努めるとともに、要援護者施設や市民の対応状況等を確認するための体制の整備に努める。

また、市は、土砂災害警戒情報が発表された場合、土砂災害警戒情報が発表された

ことを市民等に周知するとともに、千葉県土砂災害警戒情報システムを活用し、必要に応じ避難情報を発表・発令するものとする。

なお、伝達については、主に次の方法によって実施する。

電話等による口頭伝達
広報車（市・消防団）
防災行政無線
メール配信
市ホームページ
文字放送（ケーブルネット 296）

土砂災害警戒情報について

土砂災害警戒情報とは、大雨警報発表時において、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、都道府県と気象庁が共同で発表する防災情報

2. 洪水・土砂災害ハザードマップ等の整備

(1) 洪水ハザードマップの整備・提供

市は、水防法第15条に基づき、浸水の危険性の事前周知を図るとともに、市民の防災意識の向上を図るため、浸水想定区域や避難場所、防災関係施設、要援護者施設等を明示した洪水ハザードマップの整備を行う。

さらに、洪水ハザードマップの周知を行うため、印刷物の配布や市ホームページでの公表等を行うものとする。

また、避難情報等の伝達方法、避難場所、避難経路等を平常時から確認するよう、市民への周知に努めるとともに、地域による要援護者への避難支援の必要性について、意識向上を図るものとする。

佐倉市洪水ハザードマップ

佐倉市洪水ハザードマップとは、国土交通省が作成した利根川の浸水想定区域（計画降雨：200年に1度）と千葉県が作成した印旛沼・鹿島川・高崎川・手繰川等の浸水想定区域（計画降雨：50年に1度）を重ね合わせ、計画降雨に対する最大の浸水区域・浸水深を表している地図です。

(2) 土砂災害ハザードマップの整備・提供

市は、土砂災害の危険性の事前周知を図るとともに、市民の防災意識の向上を図るため、土砂災害の危険性が高い区域や避難場所等を明示した土砂災害ハザードマップの整備を行い、市民自らが、避難情報等の伝達方法、避難場所、避難経路等を平常時から確認するよう、周知に努めるとともに、地域による要援護者への避難支援の必要性について、意識向上を図るものとする。

また、市は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）に基づき土砂災害警戒区域・特別警戒区域の指定がなされた後は、当該区域や避難場所等を示した土砂災害警戒区域図の作成を行い、広く周知を図るため、

印刷物の配布や市ホームページへの公表等を行うものとする。

3 . 避難方法の確認・避難経路の選定

地域は、避難情報等が伝達された場合に迅速に避難行動が行えるよう、平常時から、避難方法の確認や避難経路の選定に努めるものとする。

4 . 避難支援訓練等の実施

要援護者の避難を迅速かつ適切に行うためには、要援護者と支援者を含む地域との信頼関係が不可欠である。

このため、地域は、普段から、声かけや見守り活動等を積極的に行い、地域内の連携強化に努めるものとする。

また、地域は、地域住民や要援護者、支援者が参加する避難支援訓練の実施に努め、要援護者の居住情報の共有化、避難情報等の伝達方法の確認、具体的な避難支援方法や避難経路の安全性の検証等を行うものとする。

第4 避難生活支援

1. 避難所における生活支援

市、県及び地域は、避難所における要援護者への生活支援として、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

なお、具体的な避難生活支援の内容等については、「(仮称)避難所・支部運営マニュアル」に定めるものとする。

(1) 環境整備

市は、地域や避難者の協力のもと、要援護者の避難状況に応じて、身体障害者用トイレやスロープ、避難生活が長期化することに備えた畳・マット等の設置に努めるものとする。なお、これらの設備について、平常時から関係機関等と協定を締結するなどにより、環境整備に努める。

また、市及び地域は、避難所内において、冷暖房機器等が設置されているなどの過ごしやすい環境が整っている部屋等を要援護者へ優先的に提供するものとする。

(2) ニーズの把握

市及び地域は、要援護者への的確な支援を実施するため、相互に協力し、迅速な要援護者のニーズの把握に努めるものとする。

(3) 情報の提供

市は、地域の協力を得て、避難生活に必要な情報の提供に努める。特に視覚障害者や聴覚障害者等に対する伝達方法について、特段の配慮を行うものとする。

(4) 支援物資の支給

市及び地域は、支援物資の支給にあたって、要援護者に必要な物資を優先的に支給するよう努める。

なお、市は、発災後、速やかな支援物資の支給を行うために、事前に関係機関等と協定を締結するなどの対策を講じるよう努める。

(5) 介助等の実施

避難生活が長期化する場合、要援護者の心身の健康管理や生活リズムを取り戻すための取り組みが重要となる。

このため、市及び県は、地域や関係団体等の協力を得て、健康相談や二次的健康被害(エコノミークラス症候群[静脈血栓塞栓症]等)の予防、こころのケア等を必要に応じて実施するよう努めるものとする。

また、介助や医療行為が必要となる要援護者については、避難所から福祉避難所への移送や社会福祉施設への緊急入所、病院への入院、後方医療機関への搬送等に努める。

なお、市は、発災後、速やかな対応をとるために、事前に関係機関等と協定を締結するなどにより、通常時から支援を得ることができるよう努めるものとする。

2. 自宅で生活する要援護者への生活支援

自宅への被害が少ない等により、自宅に留まる要援護者への生活支援も重要である。

ライフラインに被害が生じたことにより、飲料水の確保ができない場合など、避難所と同様に生活支援を実施する必要がある。

このため、地域は、自宅で生活する要援護者への生活支援として、主に次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

(1) ニーズの把握

自宅で生活する要援護者への支援を実施するため、地域は、要援護者の生活状況やニーズの把握に努めるものとする。

(2) 情報の提供

市は、地域の協力を得て、ライフラインの復旧の見込み等、生活上必要な情報の提供に努める。特に視覚障害者や聴覚障害者等に対する伝達方法について、特段の配慮を行うものとする。

(3) 支援物資の支給

地域は、地域内の支援物資のニーズを把握するとともに、ニーズの取りまとめを行い、最寄りの避難所を通じ、市災害対策本部に対し要望を行うものとする。

市は、地域からの要望があった場合、避難所に対する支援物資と同様に、支給を実施する。ただし、原則として、要望のあった地域への直接的な支給は行わず、要望を受けた避難所に支援物資を運搬するものとする。

地域は、避難所に届けられた支援物資を地域内に運搬するとともに、要援護者への優先的な支給に努めるものとする。

なお、地域は、避難所への支援物資の到達状況について、定期的に確認を行うものとする。

(4) 介助等の実施

地域は、自宅で生活する要援護者の健康状況等の把握に努め、必要に応じて、避難所を通じ、市災害対策本部に対し支援の要請を行うものとする。

市は、地域からの要請があった場合、要援護者の福祉避難所への移送や社会福祉施設への緊急入所、病院への入院、後方医療機関への搬送等に努めるほか、地域や関係団体等の協力を得て、在宅支援の実施に努める。

3. 福祉避難所の指定・開設

(1) 福祉避難所の指定

市は、要援護者が、相談等の支援が受けられるなど、安心して生活できる環境が整

備された福祉避難所を災害時に確保するため、事前に対象施設の管理者等と協定を締結するなどにより、福祉避難所の指定に努める。

なお、福祉避難所には、原則として耐震、耐火、鉄筋構造を備え、バリアフリー化されているなど、要援護者の利用に適しており、かつ、生活相談職員等の確保が比較的容易である社会福祉施設等を選定するものとする。

ただし、福祉避難所に適した社会福祉施設等がない場合、または不足する場合は、公的な宿泊施設、民間の旅館、ホテル等の借り上げにより対応するものとし、市は、事前に対象施設の管理者等と協定を締結するなどにより、必要数の確保に努めるものとする。

(2) 福祉避難所の開設

市は、災害発生時において、要援護者の避難状況を勘案し、福祉避難所を開設するものとする。

なお、具体的な開設基準や方法については、別に定めるものとする。

佐倉市災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）**素案**

佐倉市災害時要援護者対策検討委員会 発行

佐倉市 市民部 交通防災課

電話 043(484)6338（直通）

電子メール kotsubosai@city.sakura.lg.jp

佐倉市 福祉部 社会福祉課

電話 043(484)6135（直通）

電子メール shakaifukushi@city.sakura.lg.jp